

# 定 款

一般財団法人日本予防医学協会

東京都江東区毛利1丁目19番10号  
電話03-3635-1026 (代表)

# 一般財団法人日本予防医学協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本予防医学協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

2 この法人は、業務執行に関わる従たる事務所を大阪府大阪市に置くとともに、理事会の決議により、その他必要な地に従たる事務所又は出張所及び連絡事務所を設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、健康と元気、こころとからだの健康づくりをキーワードとして、健康社会の構築を目指して、行政の健康政策の推進、健康づくり分野の産業育成、健康経営の普及、勤労者・家族等の生涯にわたる健康づくりの推進、次世代の育成に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、本邦並びに海外において次の中核事業を行う。

- (1) 健康社会基盤づくり事業
  - (2) 研究開発・人材育成事業
- 2 前項の中核事業の推進にあたってはサービス部門を事業基盤にして、産業保健・職域保健事業、行政サービス・地域保健事業等の「現場」に貢献するサービス・事業モデルの構築・普及を主な手段とする。具体的には以下の取組みを行う。
- (1) 健康づくりに関する知識の啓発・技術支援のための各種研修、学術研究開発・普及の促進
  - (2) 予防医学・保健等分野の研究者・教育者及び産業保健等の従事者の人材育成・相談指導の促進
  - (3) 健康づくりに関する施設設置及び運営、健康診断、事後指導の実施並びに健康情報の処理・活用を通じた疾病予防、健康づくり支援の推進
  - (4) 健康経営を推進する組織づくりとその各種活動の促進
  - (5) 健康づくりに関する国及び地方公共団体、医師会・健康保険組合連合会等の関係団体、各種学術団体・非営利法人等に対する活動支援
  - (6) 産官学連携の促進による健康づくりに関する産業育成支援

- (7) 子育て支援・生涯にわたる健康づくりの推進
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 資産及び会計

#### (基本財産)

第5条 基本財産は、第4条に規定する事業を行う為に不可欠なものであり、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別途定めるところにより、この法人の目的を達する為に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、予め理事会及び評議員会の承認を要する。

#### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、第27条第2項で定める理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

#### (事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

#### (剰余金の分配の禁止)

第9条 この法人は、剰余金を分配することができない。

## 第4章 評議員選定委員会

(評議員選定委員会)

第10条 評議員選定委員会は、評議員の選任及び解任を行う。

(評議員選定委員会の構成及び選任)

第11条 評議員選定委員会は、監事1名及び次項の定めに基づいて選任された外部委員4名の5名をもって構成する。

2 評議員選定委員会の委員は、理事会及び評議員会の推薦をもって、理事長が委嘱する。

3 外部委員推薦枠は、評議員会、理事会各2名とし、いずれかが推薦枠に達しない場合は、他が推薦枠を超えて推薦できるものとする。

4 外部委員は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

(招集及び決議)

第12条 評議員選定委員会は、理事長が招集する。

2 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(評議員選定委員会の設置及び解散)

第13条 評議員選定委員会は、評議員の任期満了2ヶ月前に設置する。

2 評議員選定委員会は、評議員の退任により定数に満たなくなるとき又は評議員を解任するときに設置する。

3 評議員を選任又は解任決議を行ったときは、速やかに評議員選定委員会を解散する。

4 評議員選定委員会の設置及び解散は、理事長が行う。

(報酬等)

第14条 評議員選定委員会の運営規定及び報酬基準は、理事会において定める。

## 第5章 評議員

(評議員候補者の推薦)

第15条 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、評議員会及び理事会がそれぞれ推薦することができる。

2 評議員会、理事会の評議員候補の推薦枠は、選任する評議員数のうち半数とする。いずれかが半数に達しないときは、他が推薦枠を超えて推薦することができる。

(評議員の定数及び選任要件)

第 16 条 この法人に評議員 8 名以上 12 名以内を置く。

2 評議員の再任は妨げない。

3 評議員は、この法人の理事、監事を兼任できない。

4 評議員を選任する場合は、次の事項の要件をいずれも満たす者とする。

(1) 各評議員について、次のイからリに該当する評議員の合計数が評議員総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員又はその配偶者及び 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

ト この法人の関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む）の業務を執行する者又は使用人

チ 過去に前号に規定する者となったことがある者及び過去にこの法人の業務を執行した者又は使用人

リ ト又はチに該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）

(2) 評議員について、他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用をうけるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を

要する法人をいう)

(3) 以下の欠格事項に該当する者を評議員に選任することはできない。

- イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）若しくは会社法の規定に違反し、又は民事再生法等所定の法条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
- ロ 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(任期)

第 17 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 16 条に定める定数に満たなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(退任及び解任)

第 18 条 評議員の退任及び解任は、次の通りとする。

2 退任の要件は次の事項とする。

- (1) 任期満了のとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 辞任を申し出たとき

3 解任の要件は次の事項とし、解任事由があるときは評議員選定委員会を設置し、評議員選定委員会の決議による。ただし、本人に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(評議員の報酬等)

第 19 条 評議員の報酬は、定款で定めるものとし、評議員全員の各年度の総額が 300 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定し

た額を支給する。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第6章 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会には理事長、監事が出席する。その他、必要により業務執行理事、顧問、及び会長が出席することができる。ただし、議決権は持たない。

(権限)

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事、監事及び特別職の報酬等の総額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 評議員選定委員及び評議員候補者の推薦
- (5) 事業計画及び報告の承認
- (6) 予算及び借り入れ枠の承認
- (7) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (8) 定款の変更
- (9) 残余財産の処分
- (10) 基本財産の処分又は除外の承認
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に開催する。

また、必要がある場合は臨時評議員会を開催する。

- 2 理事長は、定時評議員会の1週間前までに書面にて開催を通知する。臨時評議員会は、5日前までに書面通知を行う。

(招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に臨時評議員会の招集を請求できる。

- 3 前項の請求に対して遅滞なく招集の手続きを行わない場合や、請求の日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会招集通知が発せられない場合は、当該評議員は裁判所の許可を得て自ら評議員会を招集することができる。

(議長の選任)

第 24 条 評議員会に議長及び副議長を各 1 名置く。

2 議長及び副議長は、評議員の互選による。

3 議長は、評議員会の議長を務める。副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは臨時代行する。

(決議)

第 25 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。委任状による代理の議決権行使は認められない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員現在数の 3 分の 2 以上の多数をもって行わなければならない。

(1) 理事、監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 27 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、会議に出席した議長 1 名（議長が欠席した場合は、出席した副議長 1 名）及び出席した評議員 2 名が、これに記名押印する。

## 第 7 章 役員

(役員の設定)

第 27 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 代表理事は理事長とし、理事長の他に追加して代表理事を選任する場合は、理事会の決議による。ただし、代表理事は 1 名以上 2 名以内とする。

3 理事長に事故あるときにおいて、他に代表理事があるときは、その代表理事が理事長を臨時代行する。理事長以外の代表理事が選定されていないときは、すみやかに臨時理事会を開催し、代表理事を選定しなくてはならない。

4 理事のうち、1 名を会長、1 名を副会長、1 名を副理事長とすることができる。

5 業務執行理事のうち、1 名を専務理事、3 名以内を常務理事とすることができる。

- 6 理事は、常勤により業務を執行する常勤理事の他、非常勤理事を置くことができる。
- 7 監事のうち、1名を常勤監事とすることができる。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。

3 会長、副会長、副理事長を選定する場合は、理事会の決議によって選定する。

4 理事を選任する場合は、次の事項の要件をいずれも満たす者とする。

(1) 各理事について、次のイからへに該当する理事の合計数が理事総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該理事又はその配偶者及び3親等内の親族

ロ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該理事の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 理事について、他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用をうけるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

(3) 以下の欠格事項に該当する者を理事に選任することはできない。

イ 法人法若しくは会社法の規定に違反し、又は民事再生法等所定の法条の罪を犯し、

刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者

- ロ 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（理事の職務及び権限）

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。理事長は、理事会の議長を務める。
- 3 専務理事は理事長を補佐し、執行業務を総括する。
- 4 常務理事は専務理事を補佐し、執行業務を分担して総括する。
- 5 その他の業務執行理事は、理事会の決議により理事長が委嘱する業務を執行する。
- 6 理事長、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 前項の報告書は理事長に提出し、法令の定めるところにより業務改善等の勧告・命令を行う。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 監事は、理事会に出席しなければならない。ただし、議決権はもたない。

（役員任期）

第31条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。再任は妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任並びに退任）

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、本人に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 理事又は監事が退任する際の要件は次の事項とする。

(1)任期満了のとき

(2)死亡したとき

(3)辞任を申し出たとき

3 前2項に付随し、代表理事が欠けた場合は、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は新たに選定された代表理事が就任するまで、なお、代表理事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第33条 理事・監事・特別職の報酬は、定款で定めるものとし、理事及び特別職にあっては合算額が各年度の報酬総額1億8千万円を超えない範囲、監事にあっては各年度の報酬総額1,500万円を超えない範囲で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給する。

(責任の免除又は限定)

第34条 この法人は、法令で定める役員等の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、理事会で予め定めた額と法令の定める最低限度額は、理事会で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(特別職)

第35条 この法人に、特別職として顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問及び相談役は2名以内、参与は10名以内とする。

3 特別職は、学識経験者及びこの法人の評議員、理事、監事又は職員であった者のうちから、次の各号に従って、理事会決議により理事長が委嘱する。ただし、外部から選任する場合は、公募する。

(1)任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、理事を退任した者が引き続き常勤参与に委嘱された場合の任期は、原則として1年とし、その後、継続して雇用が必要な場合は、嘱託職員雇用等に転換する。

(2)委嘱したこれらの特別職の氏名、役職名、略歴は公開しなくてはならない。

4 特別職は、理事長の諮問に応え、理事長に意見を述べることができる。また、特別職は、理事の業務執行権に抵触しない範囲において、理事長の委嘱による業務について助言し又は支援することができる。

5 特別職は、下記事項に該当するときは理事会の決議により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 6 顧問及び相談役は、非常勤とする。参与は、常勤又は非常勤として委嘱することができる。

## 第8章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 特別職は、理事長の諮問により理事会に出席する。ただし、議決権は持たない。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 代表理事、会長、副会長、理事長、副理事長、業務執行理事の選定及び解職並びに理事、特別職ごとの報酬額
- (2) 評議員選定委員及び評議員候補の推薦者の推薦
- (3) 事業計画及び事業報告の承認
- (4) 予算及び借り入れ枠の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更に関する起案
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外
- (9) 特別職、学術監査委員、倫理委員の選任及び解任
- (10) その他法令で定める事項及び各種規程の改廃等、理事会で決議するとした事項

(開催)

第38条 理事会は、定時理事会として毎年度6月に開催する。また、必要がある場合は臨時理事会を開催する。

2 理事長は、定時理事会の1週間前までに書面にて開催を通知する。臨時理事会は、5日前までに書面通知を行う。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、理事会目的事項を示して理事会の招集を理事長に請求することができる。請求日から5日以内に、請求日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知が発せられない場合は、理事会招集請求を行った理事が理事会を招集することができる。

3 監事は、理事が不正行為を行いもしくは当該行為を行う恐れがあるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実、あるいは著しく不当な事実があると認めるときは、理事会に

その旨を報告しなければならない。

この場合、監事は理事長に理事会招集を請求することができる。理事会招集請求から5日以内に、請求日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知が発せられない場合は、監事が理事会を招集できる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 基本財産の処分又は除外

3 前2項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第9章 委員会

(学術監査委員会)

第42条 この法人に、学術監査委員会を置く。

2 学術監査委員は、以下の事項に関し職務権限をもつ。

(1) 担当する専門分野について監修・監督する。

(2) 担当する専門分野のサービスの品質に関する基本事項について、理事長の諮問に応え理事長に対し意見を述べることができる。

3 学術監査委員は、学識経験者及び医師等の専門家から選任する。

4 学術監査委員の担当する専門分野は理事会で定め、専門分野ごとに委員を選任する。

5 学術監査委員及び委員長は、理事会の決議により理事長が委嘱し、任期は2年とする。

6 学術監査委員が、心身の故障のため職務の執行に支障があり又はこれに堪えないときは、理事会の決議により解任することができる。

7 学術監査委員に対する報酬は、理事会において定める基準による。

(倫理委員会)

第43条 この法人に倫理委員会を置く。

2 倫理委員会は、職員や共同研究者が、受診者等業務上で知り得た健康情報を活用し、あるいは加工した結果を学会等において公表するなどに際して、倫理上と個人情報保護の観点から受診者等の権利を保護することに関わる事項を所掌する。

3 倫理委員及び委員長は、理事会決議により理事長が委嘱し、任期は2年とする。

- 4 倫理委員の定数は5名とし、そのうち理事を含む役員2名、外部専門家3名で構成する。
- 5 倫理委員が、心身の故障のため職務の執行に支障があり又はこれに堪えないときは、理事会の決議によって解任することができる。
- 6 倫理委員に対する報酬は、理事会において定める基準による。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第10条及び第18条についても適用する。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲示する方法による。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事、業務執行理事、監事、会計監査人は、次に掲げる者とする。

代表理事	神代 雅晴
業務執行理事	上田 元久
業務執行理事	大塚 洋久
業務執行理事	澤 律子
業務執行理事	菅原 文広
業務執行理事	村瀬 孔一
監事	長谷雄 幸久
会計監査人	あずさ監査法人

2013年（平成25年）4月1日 施行

2013年（平成25年）12月1日 改訂

2014年（平成26年）12月1日 改訂

2015年（平成27年）6月25日 改訂

2017年（平成29年）4月1日 改訂

2018年（平成30年）3月29日 改訂

2019年（平成31年）4月1日 改訂

2019年（令和元年）6月25日 改訂

2019年（令和元年）11月28日 改訂

2020年（令和2年）7月1日 改訂

2021年（令和3年）4月1日 改訂